岩手県内の公益法人及び移行法人の皆様へ

いわて公益法人だより

臨時号
（R7年11月発行）

岩手県公益認定等審議会事務局
（岩手県総務部行政経営推進課）
TEL　019-629-5086・5039（直）

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】　.....P1
制度改革の全体像について　.....P2
使途不特定財産について（公益法人）　.....P3～5
変更認定及び変更認可申請に係る留意点について（再掲）　.....P6

重要な内容のため、先月に続いて再度紹介します。

【事務局からのお知らせ】

①内閣府主催対話フォーラムの開催について
・日時　令和7年12月10日（水）　13:00～15:30（申込締切：12月3日（水））
・会場　国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟大ホール
※詳細はこちら　⇒　https://www.koeki-info.go.jp/commissions/wx1jyg22sk.html

②内閣府主催相談会（オンライン形式）の開催について
・日時　令和7年12月17日（水）　13:00～16:50（申込締切：12月5日（金））
公益法人の運営、公益目的支出計画、公益信託制度等についての相談が可能です。
※詳細はこちら　⇒　https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/fhqrx5xke8.pdf

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。
TEL：03－5403－9669　（平日10時～16時45分）

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。
今回は「使途不特定財産」に関する事項をお知らせします。
来月以降も、その他の事項を順次お知らせしていく予定です。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件　等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・収益事業等の変更の届出化	・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化	・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表	・開示情報の充実	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務諸表における情報開示の充実	・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・区分経理の原則義務付け	・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・「わかりやすい財務諸表」への見直し	・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載	・外部理事（小規模法人特例の範囲） ・会計監査人の必置範囲拡大	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し		・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・公益法人DX ・広報・啓発・法人等との対話

出典：内閣府「新公益法人制度説明資料（令和7年5月15日版）」

使途不特定財産について（1）

公益法人においては、令和7年4月1日以降に開始する事業年度から、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産の名称が「遊休財産」から「使途不特定財産」に変わります。

現行

・公益法人は、毎事業年度の末日時点で、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産（**遊休財産**）を、**「1年分の公益目的事業費相当額」を超えて保有してはならない**。
・「1年分の公益目的事業費相当額」は、各事業年度の公益目的事業費を基に算定され、**毎事業年度の末日まで遊休財産の保有上限額が定まらない**。

改正概要　適用開始：令和7年4月1日

・保有制限の対象となる、財産の名称を「遊休財産」からよりその性質を端的に表す「**使途不特定財産**」に変更。
・**保有の上限額**となる「1年分の公益目的事業費相当額」は、**過去5年間の公益目的事業費を基に算定**することを原則とする（法人の事業が年々拡大している場合など、当該事業年度又は前事業年度の数値を基礎とした方が法人の活動規模を測る数値として適切な場合には、これらを基礎に算定することも可能）。
・また、保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産（**公益目的事業継続予備財産**）を、保有制限の対象から除外。

出典：内閣府「新公益法人制度説明資料（令和7年5月15日版）」

使途不特定財産について（2）

使途不特定財産の保有上限は、原則として過去5年間の公益目的事業費相当額の平均額となります。

現行

●各事業年度の末日に保有できる遊休財産額の<u>上限は、当該事業年度の公益目的事業費相当額</u>

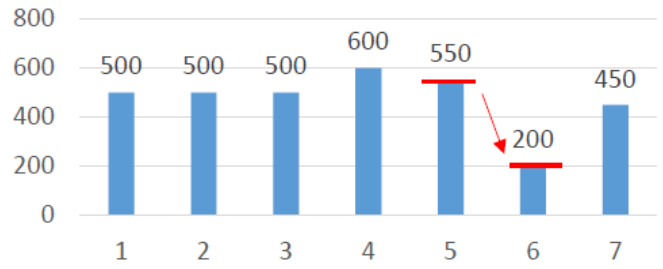

・令和6年度であれば200が上限額。事業年度が終了するまで上限額が確定せず予見可能性が低い。

・また、突発的な理由により例年並みの事業を実施できなかった場合、上限額が大きく変動してしまう。

改正概要

●各事業年度の末日に保有できる使途不特定財産額の<u>上限は、過去5年間の公益目的事業費相当額の平均額を原則</u>とし、<u>当該事業年度又は前事業年度</u>の公益目的事業費相当額とすることもできる

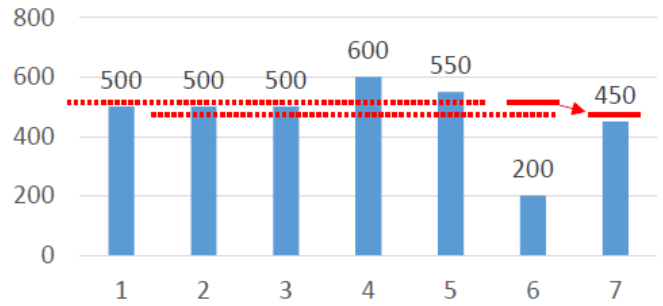

・令和7年度であれば令和2～6年度平均値である470が上限額。過去の数値から決定するため、事業年度開始時点で上限額が確定。令和6年度に新しい算定方法を当てはめた場合、上限額は530。

※ 新制度施行前であっても公益法人としての活動実績があれば、その数値を基に上限額を算定。

・公益目的事業が急速に拡大しているような場合、過去の数値を基に上限を算定すれば、法人の現在の事業規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得る。そのため、このような場合は、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額を上限とすることもできる。

※ この場合、事業報告時の書類で事情（事業拡大等）を明記する必要がある。

出典：内閣府「新公益法人制度説明資料（令和7年5月15日版）」

使途不特定財産について（3）

使途不特定財産の算定において、一定の要件を満たす「公益目的事業継続予備財産」を控除することができ、法人の実情に応じて必要な財産を確保できるようになります。

公益目的事業継続予備財産の保有について

○自ら説明責任を果たすことで、法人の実情に応じた必要な財産を確保できるように
○他方、過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態を避ける必要
○予備財産額の妥当性（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

（予備財産の要件）

①資金保有の必要性（ⅰ法人の事業内容、ⅱ資産・収支の状況、ⅲ想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、ⅳ平時の取組の状況　などの事情を踏まえ）
②必要額の算定（ⅴ）
③予備財産額が必要額を超えないこと

①については、ⅰ～ⅳの観点全てを網羅する必要はありませんが、全体として、社会通念に照らして合理的な必要性を説明してください。
②については、厳密な積算は不要ですが、社会通念に照らして不合理でない程度の説明が必要です。

（法人による公表）

①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、法人自ら公表
（③については、使途不特定財産額の算定の中で表示）

財務諸表の附属明細書及び行政庁への事業報告書に記載するとともに、インターネットその他の適切な方法で公表します。

＜予備財産活用のイメージ＞　※ⅰ～ⅴは、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応

ⅰⅱ高額な機器で研究を行う法人がⅲ地震による機器の破損に備える
→ ⅳ予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保（例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す）しておき、ⅴ再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開

ⅰ演奏会を行う法人がⅲ感染症のまん延による演奏会の開催中止及びⅱ中止期間の固定費の支払いに備える
→ ⅳ予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、ⅴ一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

出典：内閣府「新公益法人制度説明資料（令和7年5月15日版）」

変更認定及び変更認可申請に係る留意点について（再掲）

「変更認定」及び「変更認可」については、岩手県公益認定等審議会への諮問を要するため、申請から認定又は認可までに、標準的な場合で2か月程度かかります。審議会事務局（行政経営推進課）にあらかじめ御相談いただいた上で、法人内部での意思決定も含めた手続き全体に要する時間を踏まえて、計画的な御準備をお願いします。

＜重要＞

例えば、令和８年度から新たな公益目的事業を始める場合（種類又は内容の変更）、令和７年度内に変更認定を受けるためには、遅くとも**令和８年３月初旬の審議会への諮問が必要**です。

事務局での審査のため、**おおむね１か月前（２月初旬）には申請書の提出が必要**となりますので、**法人内部での検討や書類作成はそれ以前から進める必要**があります。

変更認定を受ける必要がある場合（公益法人）

・公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
・主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
・公益目的事業の種類の変更
・公益目的事業の内容の変更

申請書記載事項の簡素化が可能（R7.4～）
⇒詳細は「いわて公益法人だより第39号（令和7年10月）」参照

変更認可を受ける必要がある場合（移行法人）

・実施事業等（公益目的事業、継続事業、特定寄附）の内容の変更
・公益目的支出計画の完了年月日の変更